

訪問リハビリテーション事業所 小美玉敬愛の杜運営規程

1 事業の目的及び運営の方針

訪問リハビリテーション事業所小美玉敬愛の杜(以下「本事業所」という。)は、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2 事業所の概要

事業所名 医療法人 健甦会 訪問リハビリテーション事業所 小美玉敬愛の杜
事業所所在地 茨城県小美玉市中台148
管理者 高木 秀峯
電話番号 0299-56-5181

3 訪問リハビリテーションを提供する事業所

《サービス事業所の概要》

サービス事業所の名称	訪問リハビリテーション事業所 小美玉敬愛の杜
所在地	茨城県小美玉市中台148
電話番号	0299-56-5181
指定事業所番号	0875600462
実施サービス	① 訪問リハビリテーション ② 介護予防訪問リハビリテーション
サービス実施地域	小美玉市・石岡市・笠間市・茨城町

《営業日及び営業時間》

営業日	月曜日～土曜日(12月31日～1月2日を除く日)
営業時間	午前9時00分～午後17時00分
休業日	年末年始(12月31日～1月2日) ※暦次第で調整有

*居宅サービス提供により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

《職員体制》

	常勤	非常勤	資格等
管理者	1人	0人	医師(老健施設長と兼務)
サービス提供責任者	1人	0人	理学療法士
理学療法士	1人以上	0人	理学療法士

作業療法士	1人以上	0人	作業療法士
言語聴覚士	1人以上	0人	言語聴覚士

*兼務あり

4 日頃からの備えと事業継続に向けた取り組み

① 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、当サービス事業所において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行い、感染症対策の強化を図る。

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行い、事業継続に向けた取り組みの強化を図る。

③ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域との連携に努めていく。

④ リスクマネジメントの強化

事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知するとともに、安全対策担当者を定めることとする。外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備していく。

5 主となるサービス内容

・訪問リハビリテーション

(1) バイタルサイン測定：血圧、脈拍等を測定します。

(2) リハビリテーション：利用者の心身の機能の維持回復に努めます。

(3) 指導：利用者のご家族等の介護に当たる方に対して指導いたします。

*各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従事者までお気軽にお尋ねください。

<サービスのご利用にあたり>

なお、本事業所は以下のサービスは取り扱いいたしません。サービスの実施において、ご不審の点がございましたら、本事業所までご連絡ください。

① サービス提供上、利用者の現金をお預かりすることは一切ございませんので、ご了承ください。

② 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることも、保管場所をお聞きすることも一切ございませんので、ご了承ください。

③ 利用者及びそのご家族の個人情報の取り扱いについては、守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

6 サービス従事者

- ① サービス従事者とは、利用者の訪問リハビリテーションを提供する本事業所の職員であり、主としてリハビリスタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が該当します。
- ② 利用者が担当になる訪問リハビリスタッフの選任(担当の変更を含みます)は、本事業所が行い、利用者本人が訪問リハビリスタッフを指名する事はできません。本事業所の都合により、担当の訪問リハビリスタッフを変更する場合は、利用者やそのご家族に対し事前に連絡するとともに、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
- ③ 利用者が、担当の訪問リハビリスタッフの変更を希望する場合には、その変更希望理由(業務上不適当と判断される事由)を明らかにして、本事業所まで申し出てください。*業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。
- ④ 本事業所は、利用者からの希望による変更も含め、訪問リハビリスタッフの変更により、利用者及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮します。

7 虐待の防止等

当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発の防止をするため以下に掲げる事項を実施する。

- 1、虐待等に対する相談窓口を設置する。
- 2、虐待を防止するための委員会を定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
- 3、虐待防止のための指針を整備するとともにそのために必要な措置を高める。
- 4、虐待を防止するための年2回の定期的研修を実施する
- 5、上記を適切に実施するための責任者を施設長高木秀峯医師とする。

8 利用料金

*別紙参照

*介護保険外でのサービス提供につきましては、自費診療にて対応させていただきます。

9 お支払方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、本事業が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。お支払方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、口座引き落とし又は、それ以外のお支払いについては、本事業所職員までご相談ください。

*前記は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成していない場合など「償還払い」の取り扱いにおいては、一旦利用者に全額分の料金をお支払いいただき、その他市町村に対して保険給付分を請求していただくこととなります。

10 留意事項

- ① サービス提供の為に利用者の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用は利用者の負担となります。
- ② 外出リハビリにおける公共機関の利用料金、飲食代等につきましては実費ご負担頂きます。
- ③ 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

11 サービス相談窓口、及び苦情受付

- ① サービスの利用に関わる相談、苦情、要望の受付窓口は以下の通りです。

・訪問リハビリテーション事業所

電 話 番 号	0 2 9 9 - 5 6 - 5 1 8 1
受 付 時 間	午前9時00分～午後5時00分
管轄事業者	医療法人 健甞会 介護老人保健施設 小美玉敬愛の杜 0 2 9 9 - 5 6 - 5 1 8 1

② その他の苦情相談窓口

小美玉市(介護保険課)	電話 0299-48-1111(代表)
国保連合会	電話 029-301-1567
茨城県社会福祉協議会	電話 029-241-1133

*受付：月曜日～金曜日 午前9:00 ～ 午後5:00

1.2 賠償責任について

- ① 本事業所は、居宅サービスの提供に伴って、当該事業所のサービス従事者の責めに帰すべき事由により、利用者又は、そのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- ② 利用者又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、訪問リハビリ事業所のサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害を請求させて頂く事があります。

1.3 守秘義務について

- ① 本事業所及びサービス従事者は、訪問リハビリテーションを提供するうえで、知り得た利用者及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はサービス利用終了後も同様です。
- ③ 本事業所は、利用者に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由により利用者又はそのご家族等の個人情報を用いる場合があります。

1.4 事業者の記録作成・保管・交付の義務

事業者は、利用者に対するサービスの実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するものとします。利用者及び連帯責任者は利用者の記録を閲覧できるものとします。また当該利用者に関するサービスの実施記録の複写物の交付を受けることができるものとします。

1.5 その他協議事項

重要事項説明書に記載のない事項に関しては、訪問リハビリテーション事業者と利用者及びご家族と双方協議するものとします。

附則：この運営規程は、令和3年7月1日より施行する。

(令和5年4月1日より一部改訂)